

広島県連合小学校長会会則

第 1 章 総 則

第 1 条 (名 称)

この会は、広島県連合小学校長会といい、事務局を広島市東区光町一丁目 11 番 5 号地産ビル 1003 号におく。

第 2 条 (組 織)

この会は、広島県内各郡市小学校長会及び郡市単位によらない小学校長会（以下組織団体という）をもって組織する。ただし、「広島県連合小学校長会」と「広島市小学校長会」は県内においては組織上分離して活動を行う。

第 3 条 (目 的)

この会は、組織団体の連合機関として、職能の向上・教育の振興ならびに会員の親和協調を図り、もって文化的平和国家の建設に寄与することを目的とする。

第 4 条 (事 業)

この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 組織団体の連絡提携に関すること
2. 教育行政機関および教育関係団体との連絡調整に関すること
3. 学校経営・管理の研究に関すること
4. 教育制度および関係諸法規の研究に関すること
5. 教職員の地位待遇の向上に関すること
6. 研究調査に関すること
7. 教育世論の喚起および指導に関すること
8. その他必要と認められる事業

第 2 章 役 員

第 5 条 (構 成)

この会に次の役員をおく。

会 長	1 名	副会長	4 名	理 事	若干名
監 査	2 名	幹 事	若干名		

第 6 条 (選 出)

会長・副会長・監査は、組織団体の会員（以下会員という）中から理事会において選出、決定し、総会で報告する。

理事は、組織団体の長をもってこれにあてる。

幹事は、会員から会長が委嘱する。

第 7 条 (任 務)

会長は、この会を代表し、会務を統括する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその代理をする。

理事は、理事会において会務を執行するとともに、組織団体の連絡調整を図る。

監査は、会計を監査する。

幹事は、会務に参画し、これを処理する。

第 8 条 (任 期)

役員任期は1か年とする。ただし重任することができる。

補欠役員任期は、前任者の残存期間とする。

役員は任期満了となっても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第 9 条 (顧 問)

この会に顧問を置くことができる。

顧問は、会長が委嘱する。

第 3 章 会 議

第 10 条 (総 会)

総会は、この会の最高決議機関であって、毎年度初めに会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時にこれを開くことができる。

総会の議長は、会員中から選出する。

総会に付議する事項は、次のとおりとする。

1. 予算の議決および決算の承認
2. 役員（会長・副会長・監査）の報告
3. 会則の変更
4. この会の運営の基本方針
5. その他重要な事項

総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

緊急やむを得ない事情により、総会を開くことができない場合には、理事会の議決をもってこれにかえることができる。この場合、次の総会に承認を得ることを要する。

第 11 条 (理 事 会)

理事会は、会長が招集する。

理事会は、会長、副会長、理事、各委員長および幹事をもって構成する。

理事会に付議する事項は、次のとおりとする。

1. 総会提出議案の作成・審議
2. 役員（会長・副会長・監査）の選出、決定
3. 予算の追加及び修正
4. この会に必要な諸規程
5. その他重要事項
6. その他会務の執行に関すること

第 12 条 (総 務 会)

総務会は、会長が招集する。

総務会は、会長、副会長、各委員長および幹事をもって構成する。

総務会に付議する事項は、次のとおりとする。

1. 理事会に付議する事項
2. その他

第 4 章 委 員 会

第 13 条 (委 員 会)

この会の事業遂行のため、次の部会、委員会を設ける。

1. 対 策 部 ー 教育調査委員会、人事給与委員会
2. 調査研究部 ー 教育研究委員会
3. 広 報 部 ー 広報委員会

部会、委員会は、会長の要請により会務を執行する。

その他必要に応じて、部会、委員会を設けることができる。

部会、委員会の構成については、理事会で決める。

第 5 章 会 計

第 14 条 (経 費)

この会の経費は、組織団体の負担金その他の収入をもってこれにあてる。組織団体の負担金は組織団体割と会員割とによって定める。

第 15 条 (会計年度)

この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 6 章 基 金

第 16 条 (基 金)

この会の目的を達成し、事業の完遂に資するため、基金を造成する。

基金の造成は、会員の醸出金その他による。

基金管理運営を厳正に行うため、基金の管理運営に関する規程を定める。

付 則

- 1 この会則は昭和39年5月25日から実施する。
- 2 昭和47年5月24日一部改正実施する。
- 3 昭和50年5月20日一部改正実施する。
- 4 昭和51年5月21日一部改正実施する。
- 5 昭和52年5月23日一部改正実施する。
- 6 昭和55年5月21日一部改正実施する。
- 7 昭和57年5月26日一部改正実施する。
- 8 平成4年5月15日一部改正実施する。
- 9 平成5年5月12日一部改正実施する。
- 10 平成6年5月13日一部改正実施する。
- 11 平成13年5月14日一部改正実施する。
- 12 平成14年5月15日一部改正実施する。
- 13 平成16年5月12日一部改正実施する。
- 14 平成23年5月10日一部改正し平成24年4月1日実施する。
- 15 平成29年5月18日一部改正し平成30年4月1日実施する。
- 16 平成30年5月17日一部改正し平成31年4月1日実施する。
- 17 令和2年7月2日一部改正し令和3年4月1日実施する。
- 18 令和3年5月20日一部改正し令和4年4月1日実施する。
- 19 令和6年5月16日一部改正し令和6年4月1日実施する。